

ナヌムの家より矢嶋です。

昨日お伝えした裁判所による前理事解任命令執行停止処分に関する続報です。
現在まで確認できたことおよびこれまでの流れを整理すると以下のようになります。

- 1:京畿道は昨年12月曹溪宗の理事5名に対する解任を決定。
- 2:これに対しこの理事5名は執行停止を水源地裁に申請し、これを同地裁が今回受け入れた。
- 3:執行停止請求訴訟の1審判決が今後であるが、それまで理事職への一時留任は可能。
- 4:ただしナヌムの家法人が起こした二つ目の訴訟である理事の職務執行停止取り消し訴訟に関しては、同地裁は却下。

まとめると前理事5名の解任処分は一時停止、しかし彼らの職務執行停止は今後も維持ということになります。

今後の展開予想ですが、解任執行停止訴訟の1審判決がおよそ8か月後に出るのではないかとみられています。その間前理事たちは理事職にあるものの職務執行権は停止されたままですので、ナヌムの家の運営に関して直接的な参与および決定権の行使はできないこととなります。しかしこれまでの経験からも間接的にいろいろ仕掛けてくることは十分予想できます。

今回の裁判所決定により、新たに組織された臨時理事会(新理事会)の存在が今後どうなるのかが気になるところです。上で説明したよう前理事会理事には実質職務執行権がありませんので、1審判決が出るまでは予定通り臨時理事会がナヌムの家の運営方向性に関して直接関与していくことになると思われます。

なお前理事5名解任に関する訴訟は1審判決がどう出ても、大法院(最高裁)まで行く予想されます。この点でもナヌムの家の民主化に向けた闘いは長期戦になります。

続報入り次第、またみなさんと共有したと思います。